訴

令和2年9月21日

大津地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 野田隼人

〒520-1503 滋賀県高島市新旭町深溝1137-1

原 告 甲野太郎

〒520-1503 滋賀県高島市新旭町深溝1137-1

高島法律事務所(送達場所)

上記訴訟代理人弁護士 野田隼人

電話 050-3738-7703

FAX 050-3737-1956

〒520-1503 滋賀県高島市新旭町深溝1137-1

被告乙川二郎

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額 100万円

貼用印紙額 1万6000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 原告の被告に対する別紙「債務目録」記載の各債務が存在しないことを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

## 第2 請求の原因

1 賃貸借契約の締結

原告は、被告との間で、★年★月★日、別紙「物件目録」記載の建物(以下「本件建物」という。)を、賃料1か月★万円で賃借するとの合意をした(以下「本件賃貸借契約」という。)。

被告は、原告に対し、★日、本件賃貸借契約に基づき、本件建物を引き渡した。

2 賃貸借契約の終了

原告と被告は、★年★月★日、本件賃貸借契約を合意解約した。

原告は、被告に対し、★年★月★日、本件建物を明け渡した。

なお、原告は、被告に対し、年月から年月までの賃料をいずれも各月末日までに支払った。

3 被告の請求

被告は、原告に対して、別紙「債務目録」記載の金額を請求している。

- 4 被告の請求に理由がないこと
- (1) クリーニング費用有効な特約が存在しない。
- (2) 修繕費用

減価償却が考慮されていない。当該損耗・汚損が、賃貸期間中に発生したと言えない。当該損耗・汚損が通常の使用により生ずる程度を超えたと言えない。

有効な合意もない。

- 5 よって、原告は、被告に対する別紙「債務目録」記載の各債務が存在しないことの確認を求める。
- 6 予想される争点



## 証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり (がスマートな気がするけど)

- 1. 甲1号証 賃貸借契約書
- 2. 甲2号証 重要事項説明書
- 3. 甲 3 号証 請求書

## 附属書類

- 1. 訴状副本
- 2. 甲号証写し(甲★号証乃至甲★号証)
- 3. 訴訟委任状